

公益財団法人川口市スポーツ協会個人情報保護要綱

(目的)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）の趣旨に基づき、公益財団法人川口市スポーツ協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、情報に関する個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された1切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この要綱において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号 以下「施行令」という。）第1条で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この要綱において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして

施行令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 4 この要綱において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この要綱において「文書」とは、協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、役職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているものを除くものとする。
- 6 この要綱において「保有個人情報」とは、役職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役職員が組織的に利用するものとして、協会が保有しているものをいう。ただし、文書に記録されているものに限る。
- 7 この要綱において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして施行令第4条第1項に定めるものを除く。）をいう。
 - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして施行令第4条第2項に定めるもの
- 8 この要綱において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 9 この要綱において「保有個人データ」とは、協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして施行令第5条で定めるもの以外のものをいう。
- 10 この要綱において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

（協会の責務）

第3条 協会は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の取得等をするときは、個人の権利利益を害することのないよう努め、個人情報の保護のため必要な施策を講じるとともに、個人情報保護のための川口市の施策に協力するものとする。

（取得の制限）

第4条 協会は、個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う業務（以下「個人

情報取扱業務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

- 2 協会は、前項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。
- 3 協会は、個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示したうえ、本人から取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 協会は、要配慮個人情報を取得しないものとする。ただし、前項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学研究機関等、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）、著述を業として行う者、宗教団体、政治団体、又は個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号 以下「施行規則」という。）第6条で定める外国政府等により公開されている場合
 - (2) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (3) 協会が利用目的の達成に必要な範囲内において保有個人情報及び保有個人データ（以下「保有個人情報等」という。）の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該要配慮個人情報が提供される場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

- 第5条 協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 協会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に

必要がある場合は、この限りでない。

- 3 協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用及び提供の制限)

第6条 協会は、個人情報取扱業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、保有個人情報等を取り扱ってはならない。

- 2 協会は、保有個人情報等を第三者に提供してはならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協会は、保有個人情報等を第三者に提供し、又は利用目的以外の目的のために利用することができる。ただし、保有個人情報等を提供し、又は利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 4 前項の規定は、保有個人情報等の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

5 協会は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報等の利用目的以外の目的のための協会の内部における利用を特定の役職員に限るものとする。

(保有個人情報等の提供を受ける者に対する措置要求)

第7条 協会は、利用目的のために又は前条第3項第4号若しくは第5号の規定に基づき、保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報等の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(不適正な利用の禁止)

第8条 協会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(役職員等の義務)

第9条 役職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(正確性の確保等)

第10条 協会は、個人情報取扱業務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

2 協会は、個人情報取扱業務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第11条 協会は、保有個人情報等の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 協会は、役職員に保有個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該保有個人情報等の安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 協会は、個人情報取扱業務の全部又は一部を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他保有個人情報等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対して必要かつ適切な措置を講じるものとする。個人情報取扱業務に派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運

営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）に従事させる場合も同様とする。

- 4 協会は、保有する必要のなくなった保有個人情報等を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。
- 5 協会は、前条及び前4項の規定による事務を処理させるため、事務局長を個人情報保護管理責任者に定めるものとする。

（個人情報取扱業務目録）

- 第12条 協会は、個人情報取扱業務（協会の職員又は職員であった者に係るものを除く。）について、個人情報取扱業務目録一覧（様式第1号）及び個人情報取扱業務目録（様式第2号）を作成するものとする。
- 2 個人情報取扱業務目録について閲覧の申出があったときは、これに応じるものとする。

（漏えい等の報告等）

- 第13条 協会は、その取り扱う保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態が生じた場合には、直ちにその旨を川口市長に報告するものとする。
- 2 協会は、前項に規定する場合で、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして施行規則第7条で定めるものが生じたときは、施行規則第8条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会（保護法第130条に規定された個人情報保護委員会をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。
 - 3 前2項に規定する場合には、協会は、本人に対し、施行規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき、又は川口市長が本人に通知するときは、この限りでない。

（保有個人情報等に関する事項の公表等）

- 第14条 協会は、保有個人情報等に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- （1）協会の名称及び住所並びに代表者の氏名
- （2）全ての保有個人情報等の利用目的（第5条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第20条第1項若しくは第21条第1項から第3項の規定による請求に応じる手続（手数料の額を含む。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として施行令第10条で定めるもの

2 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報等の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人情報等の利用目的が明らかでない場合

(2) 第5条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報等の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第15条 本人は、協会に対し、当該本人が識別される保有個人情報等の開示を請求することができる。

2 前項の規定により開示を請求しようとする者は、協会に対し、個人情報開示請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 開示を請求しようとする者は、自己が当該開示の請求に係る保有個人情報等の本人又は第23条の規定による代理人であることを確認するために必要な書類を協会に提出し、又は提示しなければならない。

4 協会は、個人情報開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示を請求した者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、協会は、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

5 協会は、開示請求者が前項の規定による補正を行わない場合には、当該開示請求を拒否することができる。

6 協会は、第1項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報等を開示しなければならない。ただし、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報等の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 開示請求者（第23条の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下同じ。）又は第三者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 他の法令に違反することとなる情報

(部分開示)

第16条 協会は、開示請求に係る保有個人情報等の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報等に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(個人情報に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、協会は、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 協会は、開示請求に係る保有個人情報等の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、全部を開示する場合は個人情報開示決定回答書(様式第4号)により、一部を開示する場合は個人情報部分開示決定回答書(様式第5号)により、決定内容及び開示の実施に関する必要事項を回答するものとする。

2 協会は、開示請求に係る保有個人情報等の全部を開示しないとき(第15条第5項及び第17条の規定により開示請求を拒否するとき並びに開示請求に係る保有個人情報等を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を個人情報不開示決定回答書(様式第6号)により回答するものとする。

3 協会は、前項の規定により個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときの不開示部分が、期間の経過により開示できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を個人情報不開示決定回答書に付記しなければならない。

(開示の実施及び方法)

第19条 協会は、開示する旨の回答をしたときは、速やかに開示請求者に対して当該保有個人情報等を開示するものとする。

2 保有個人情報等の開示は、電磁的記録の提供、書面(写し)の交付、閲覧、又は視聴とし、開示請求者の求める方法によるものとする。

3 協会は、開示請求者の求める方法により保有個人情報等を開示することが困難であるときは、他の開示方法により開示することができる。

4 第2項の規定による開示は、協会の定めるところに従い、行うものとする。

(訂正等)

第20条 本人は、協会に対し、当該本人が識別される保有個人情報等の内容が事実でないときは、当該保有個人情報等の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正

等」という。)を請求することができる。

- 2 前項の規定により訂正等を請求しようとする者は、協会に対し、個人情報訂正等請求書(様式第7号)を提出しなければならない。
- 3 訂正等を請求しようとする者は、自己が当該訂正等の請求に係る保有個人情報等の本人又は第23条の規定による代理人であることを確認するために必要な書類を協会に提出し、又は提示しなければならない。
- 4 協会は、個人情報訂正等請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等を請求した者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、協会は、訂正等請求者に対し補正の参考となる情報を提供しよう努めるものとする。
- 5 協会は、訂正等請求者が前項の規定による補正を行わない場合には、当該訂正等請求を拒否することができる。
- 6 協会は、第1項の規定による請求を受けたときは、その内容の訂正等に関して保護法以外の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報等の内容の訂正等を行わなければならない。
- 7 協会は、前項の規定により保有個人情報等の内容の全部について訂正等を行ったときは個人情報訂正等回答書(様式第8号)により、一部について訂正等を行ったときは個人情報一部訂正等回答書(様式第9号)により、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは個人情報不訂正等決定回答書(様式第10号)により、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等及び第三者への提供の停止)

- 第21条 本人は、協会に対し、当該本人が識別される保有個人情報等が第6条若しくは第8条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第4条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人情報等の利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。
- 2 本人は、協会に対し、当該本人が識別される保有個人情報等が第6条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人情報等の第三者への提供の停止を請求することができる。
 - 3 本人は、協会に対し、当該本人が識別される保有個人情報等を協会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人情報等に係る第13条に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人情報等の取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保

有個人情報等の利用停止等又は第三者への提供の停止（以下「利用及び提供停止等」という。）を請求することができる。

- 4 前3項の規定により利用及び提供停止等を請求しようとする者は、協会に対し、個人情報利用及び提供停止等請求書(様式第11号)を提出しなければならない。
- 5 利用及び提供停止等を請求しようとする者は、自己が当該利用及び提供停止等の請求に係る保有個人情報等の本人又は第23条の規定による代理人であることを確認するために必要な書類を協会に提出し、又は提示しなければならない。
- 6 協会は、個人情報利用及び提供停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用及び提供停止等を請求した者(以下「利用及び提供停止等請求者」という。)に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、協会は、利用及び提供停止等請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。
- 7 協会は、利用及び提供停止等請求者が前項の規定による補正を行わない場合には、当該利用及び提供停止等の請求を拒否することができる。
- 8 協会は、第1項又は第2項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報等の利用及び提供停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報等の利用及び提供停止等に多額の費用を要する場合その他の利用及び提供停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 9 協会は、第3項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報等の利用及び提供停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報等の利用及び提供停止等に多額の費用を要する場合その他の利用及び提供停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 10 協会は、前2項の規定により保有個人情報等の全部について利用及び提供停止等を行ったときは個人情報利用及び提供停止等回答書(様式第12号)により、一部について利用及び提供停止等を行ったときは個人情報一部利用及び提供停止等回答書(様式第13号)により、又は利用及び提供停止等を行わない旨の決定をしたときは個人情報利用及び提供停止等不実施決定回答書(様式第14号)により、本人に対し、遅滞なく、その旨(利用及び提供停止等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(理由の説明)

第22条 協会は、第14条第3項、第18条第1項及び第2項、第20条第7項又は前条第10項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(代理人による手続)

第23条 第15条の規定による開示請求、第20条の規定による訂正等の請求、並びに第21条の規定による利用及び提供停止等の請求は、次の各号に定める代理人によってすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

(手数料等)

第24条 第14条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき及び第15条第1項の規定による開示の請求を受けたときの手料は無料とする。

- 2 保有個人情報等の開示を書面の交付により受ける者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項に規定する書面の作成に要する費用の額は、別表に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

(苦情の処理)

第25条 協会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

- 2 協会は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(川口市長への説明)

第26条 協会は、川口市長から意見を聴くために必要と認める文書の閲覧、役職員に対する意見聴取等を求められた場合には、これらに応じるものとする。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、協会の保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人川口市体育協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第24条関係）

開示の実施方法		金額
書面の交付	日本産業規格A列3番以下の用紙に複写する 場合（白黒）	1枚につき10円
	その他の場合	実費相当額